

国立大学法人大阪大学定年退職後の職員の再雇用に係る契約の更新等に関する経過措置規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)を定年退職した職員(国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「教職員就業規則」という。)第19条第1項第1号及び第2号に規定する者をいう。)の定年退職後の再雇用に係る契約の締結又は更新について、経過措置を定めることを目的とする。

(経過措置)

第2条 教職員就業規則第20条第1項及び第2項に定めるほか、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢に達した職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、再雇用に係る契約を締結又は更新しない。ただし、大学が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

期 間	年 齢
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から令和4年3月31日まで	63歳
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	64歳

- (1) やむを得ない事情がないにもかかわらず、契約更新前1年以内に行われる定期健康診断(人間ドックを含む。以下同じ。)を受診せず、又は当該定期健康診断等の結果、産業医が就業に支障があると判断した者
- (2) 契約更新前1年間における出勤率が平均で80%に満たない者
- (3) 契約更新前1年間における評価点数の平均が5段階評価で3に満たない者
- (4) 契約更新前1年間において、懲戒処分を受けたことがある者

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。